住之江区の学校選択制について

学校選択制 区役所からの制度説明会の日程について

学校選択制の制度や手続き案内について、次のとおり説明会を開催します。

この『学校案内』冊子をご持参ください。（申込不要）

※各学校に関する説明は別途各学校で開催される学校説明会にお越しください。
（各学校での開催日程は15、16ページ参照）

日　時　**令和６年９月５日（木）**
①第1回目：午前11時～12時
②第2回目：午後6時30分～7時30分

会　場　**住之江区役所　3階 会議室**

※各回とも同一内容です。
学校選択制についてのご質問は随時受け付けておりますので、
ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【説明会・学校選択制についてのお問合せ先】

担 当：住之江区役所窓口サービス課（住民登録）
電 話：06-6682-9963
Ｆａｘ：06-6686-2038

指定校変更・区域外就学について

児童・生徒が就学する市立の小・中学校については、学校選択制により決定される場合を除いて、住所による通学区域に基づいて指定しています。

指定校変更・区域外就学制度は、住所地または学校選択制による学校の指定とは異なり、転居や保護者の就労など、相当な理由がある場合に、指定された学校以外への就学（指定校変更・区域外就学）を認める制度です。

就学校変更の許可事項等の詳細は、大阪市のホームページ【指定校変更・区域外就学について】をご覧ください。

なお、児童生徒の通学の安全確保は保護者の責任となります。

また、指定校変更・区域外就学については、希望すれば必ず入学できるのではなく、詳細な条件や基準により決定させていただきますので、事前に区役所までご相談ください。

学校選択の手続きについて

■希望校の選択方法は？

この「学校案内」をよくお読みいただき、同封の「学校選択制希望調査票」に入学を希望する学校名等を記入し、同封の返信用封筒に入れて提出してください。

お住まいの通学区域の学校への入学を希望する場合であっても、「学校選択制希望調査票」を必ず提出してください。

とりわけ国立・私立・特別支援学校を希望している場合でも、本市の学校選択制を利用する際には、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載がない場合につきましては、校区の学校が希望選択校として指定されることになりますのでご留意ください。

「学校選択制希望調査票」の記入については65～68ページをご参照ください。

■優先条件はありますか？

① 通学区域内に居住する児童生徒が、お住まいの通学区域の学校を選択する場合は、必ず入学できます。
② 通学区域外の学校を選択した場合において、当該学校に兄や姉が在学する場合であっても、当該児童を優先しないこととします。
③ 小学校入学時に通学区域外の小学校を選択し入学した場合でも、進学時の中学校は通学区域の中学校になります。入学した小学校の進学中学校を希望する場合、その中学校が通学区域外の生徒を受入可能な場合に限り入学できます。抽選になった場合には、通学区域外の小学校に通学している希望者より優先します。

■「学校選択制希望調査票」はいつ、どこに提出するのですか？

下記のとおり提出期限までに区役所へ提出してください。（全員）

提出期限　**郵　送：令和６年10月31日（木）必着**
※記入した希望調査票を同封の返信用封筒に入れて提出してください。
（窓口持参の場合、土日祝を除く。９時～17時30分、金曜日は９時～19時）
なお、提出されなかった場合は、お住いの通学区域の学校が就学指定校となりますので、ご注意ください。

提 出 先　**大阪市住之江区御崎3丁目1番17号**
住之江区役所窓口サービス課（住民登録）　１階⑦番窓口

■希望調査の結果はどのようにわかりますか？

調査票の回答の有無に関わらず、11月中旬頃までに対象者全員に希望調査結果通知書を送付します。必ず内容を確認してください。

あわせて、住之江区のホームページにて希望調査の結果を公表します。